

| 会員社の楽譜出版物に対する剽窃行為について

一般社団法人日本楽譜出版協会ではかねてより楽譜の正しい利用について幅広く啓蒙活動を続けてまいりました。

さて、当協会が調査したところでは当協会の複数の会員社が出版したバンドスコアがそのまま複製され、一部の無料バンドスコア配信サイトで大量かつ継続的に公開されている事態が生じていると考えており、非常に憂慮しております。

そもそもポピュラー音楽、特にバンドスコアのジャンルにおいては出版許諾にあたって、CD等で公表された音源に即した原譜が権利者等から出版元に提示されることはなく、そのため各出版社の専門スタッフが音源を耳で聞いて採譜を行います。従って同じ楽曲から採譜された楽譜であっても、出版される楽譜には記譜や表記におのずと差異が出てきます。もちろん同じ音源から採譜している場合はコードネームやメロディなどが相当程度一致することは当然考えられます。しかし各楽器パートの細部にわたって記譜・表記が一曲まるまる完全一致することや、まして数百曲単位で酷似する可能性は意図的なものでなければあり得ないというのが、提訴に至った会員社の主張です。これは一出版元に限らず採譜者、校正者、浄書者など楽譜編纂に関わる専門家の一致した見解といえるでしょう。

このような配信サイトは著作権管理団体と契約し掲載楽曲の著作権使用料を支払っていることから、作詞家・作曲家等の著作権を侵害しない適法なサービスであるという立場をとっています。また広告収入による事業モデルをとっており、ユーザーには無料で楽譜を公開していることから若者を中心に人気の高いサイトです。

しかしながら専門知識を持った出版社のスタッフが企画・編集し、コストをかけて出版された楽譜をそのまま複製し、みずからは譜面制作に費用をかけることなく自らのサイトで無料公開してユーザーを集めて広告収入を得ることが、もし適法な商行為として許されるとすると、今後リスクを冒して楽曲を新規に譜面化する出版事業者はどこにもいなくなります。

つまり演奏したい曲の楽譜が出版されなくなるだけでなく、対価を払っても購入したい良質な楽譜まで次第に市場からなくなってしまうこととなります。結果として権利者である音楽の作り手にも、演奏者や音楽指導者にも悪影響が及ぶこととなります。

当協会では会員社の総意として、同社の行為は民法 709 条に規定する不法行為にほかな

らないと考えており、会員社の出版物から不法に譜面内容を剽窃した楽譜をこのようなサイトから即座に削除することを要求いたします。また当該会員社への謝罪やこれまで与えてきた経済的な被害についても誠意をもって対処することを望みます。

当協会では、このような不法行為を無くしていくためには、欧州諸国にあるように楽譜製作者にも不法な複製行為に対抗できる法的権利を付与することが非常に重要と主張してきましたが、デジタル技術が普及した今こそ、権利付与は急務であると考えます。
(注)

我々楽譜出版に携わるものは作家の同一性保持権に充分留意しながら、作家や演奏家が音楽に込めた思いを採譜、校正、浄書、造本などにさまざまな工夫を凝らし、ユーザーに使いやすいようにと譜面制作を行っています。会員社をはじめとする楽譜出版社が互いに敬意を払い、公正に競い合ってきたことで良質で信頼に足る楽譜が数多く出版され、日本の音楽文化に貢献してきたとの誇りをもっています。

当協会は楽譜事業を通じて、音楽を演奏する楽しさを作家・演奏者・音楽指導者など音楽を愛するみなさまと共有し、今後も日本の音楽文化発展に貢献したいと考えています。

関係するみなさまのご理解、ご支援をお願いいたします。

2018年7月5日

一般社団法人日本楽譜出版協会

(注) 当協会ホームページ 協会の主張「楽譜出版者に固有の権利」の創設を訴える(平成28年1月7日) 参照